

賃貸借仕様書

1.件名 （長期継続契約）市川市八幡市民交流館駐車場管理機器賃貸借

2.賃貸借期間 令和7年12月1日～令和13年11月30日（72か月）

3.納入日 令和7年11月30日

4.賃貸借物件

精算機	1台
保護テント	1台
ナンバー読取り式カメラ	1式
センサーポール	1式
満空車表示灯	1台
出庫注意灯	1台
看板	1式
オートフォン	1台
サービス券発行機	1台

※機器については、同一メーカーでのシステムにすること。

5.賃貸借物件の設置について

- (1)賃貸人は市川市の指示に基づき、賃貸借物件を適正に設置するものとする。
- (2)賃貸借期間開始日よりすみやかに利用するために、必要となる準備期間を設けるが、この期間は賃貸借の契約期間に含まないものとする。
- (3)設置場所 市川市八幡4丁目2番1号（市川市八幡市民交流館）

6.仕様について

① ナンバー読み取り式カメラ

駐車券を使用せず、カメラによる車番の認証記録、入出庫管理等を行うものとする。

この方式による管理運営上必要な機器等は事業者で用意するものとする。

（機器等の購入、配管等設置工事費用含む。）。

② 精算機

- ア) 過去の未払い料金を精算機で回収できる仕様とする。
- イ) 二次元コードサービス券等を使用することにより無料処理、および減額処理ができる仕様とする。
- ウ) 駐車場利用者が精算機に自車のナンバーを入力することで、駐車料金を表示するものとする。
- エ) 料金の支払いは現金・キャッシュレス決済で精算を行う。現金は1,000円紙幣のほか500円、100円、50円、10円硬貨が使用でき、つり銭切れの対応ができること。
また、つり銭切れ時には金額を印字した預かり証を発行できること。
キャッシュレス決済は、クレジットカード払い、タッチ決済、バーコード決済、二次元コード決済に対応しているものとし、実際に導入する機種は別途協議することとする。
- オ) 令和3年11月発行の新500円硬貨及び令和6年7月発行の新紙幣対応の機器であること。
- カ) 領収書が必要な場合には、領収書ボタンを押すことにより領収書が発行できるものとする。
なお、発行する領収書はインボイス制度に対応した領収書とする。
- キ) 精算時における機器のトラブル・問い合わせ等のため、サービスセンター直通のインターホンを設置するものとする。
- ク) 機器は、音声案内と大型画面等により操作方法がわかりやすいものとする。

③ 満空車表示灯

駐車場入り口に前面道路から見えるよう駐車場の満車空車を表示する表示灯を設置する。

④ 出庫注意灯

出口前面の歩道を通行する歩行者に車が出庫することがわかるよう、回転灯等を設置する。

⑤ 利用上の注意看板

市川市八幡市民交流館の貸室利用者専用駐車場である旨、わかりやすく表示すること。

⑥ 割引処理

1時間ごとに割引処理ができること。

7. 未払い車両に対する対応について

人的な取締り方法の手段・頻度・コストを提示し、賃貸人と協議して決定できる体制であること
(対応手段：車両へ警告書の貼付、利用者へ内容証明、請求書の送付、タイヤロックなど)

8. 市川市八幡市民交流館について

- (1) 収容台数：7 台（車いす使用者用 1 台）
- (2) 駐車料金：車 1 台当たり、20 分ごとにつき 100 円、館内貸室利用団体は予約時間内、1 台無料。

9. 保守について

賃貸借物件の保守について、別途保守管理業務委託を締結するものとする。

10. 賃貸借期間満了後について

賃貸借期間満了後は、原状回復にするものとし、その際の費用は賃貸人が負うものとする。
市川市から指示があった場合は、機器内のデータを賃貸人の負担により全て消去し、その証明書を提出すること。

市川市の希望により、本契約終了後に再リース契約を締結することができるものとする。

11. 契約不適合責任

賃貸人は賃貸借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。

12. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

13. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、市川市と賃貸人双方で協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 契約の履行上疑義が生じた場合は、市川市と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。